

1.5 運用検討会議の状況

- ・NPT第8条3項の規定に基づき、第1回NPT再検討会議を開催(1975/5)、NPTの運用について検討
 - NPT第8条3項: 条約前文の目的の実現及び条約の規定の遵守を確保するように条約の運用を検討するため、条約発効の5年後に締約国による会議を開催
- ・これまで1975年から2005年まで5年ごとに計7回開催
- ・1995年のNPT再検討・延長会議で採択された「条約の再検討プロセスの強化」の第3項に基づき、運用検討会議に先立つ3年間、毎年、通常、実質10日間の準備委員会の会合を開催、必要であれば運用検討会議が開かれる年に第4回の準備会合を開催
- ・1975年、1985年及び2000年の検討会議において最終合意宣言が作成、1995年にはNPTの無期限延長が無評決で決定
- ・現在、2010年運用検討会議に向けて、2007年、2008年、2009年にそれぞれ準備委員会が開催され、アジェンダ策定、議長決定等、準備が順調に進捗
- ・各回の検討会議の状況は以下のとおり(外交青書、及び原子力白書より引用)

[1] 第1回NPT再検討会議(1975/5 ジュネーブ、72ヶ国が参加)^[6]

- ・当時、NPTに加盟した核兵器国は米国、英国、ソ連(現ロシア)
- ・同会議の目的である条約の普遍性及び保障措置を通じた条約の強化は、多くの西洋諸国間で認識
- ・非同盟諸国及び中立諸国は条約の運用、全ての条項の遵守、欠点の補完手段に関する検討を主目的にしていたため、多くの非核兵器国は不満を主張、特に、核兵器国が条約第6条を十分に履行していないことに疑義を投げかける
- ・原子力平和利用については、IAEAの保障措置体制の充実、核物質・原子力資材等の供給確保、核物質防護のための国際取極の勧奨、地域核燃料サイクルセンター構想の検討等を取上げる
- ・5年後に第2回NPT再検討会議を開催すること等を盛り込んだ最終宣言を採択、最終合意宣言の概要は以下のとおり
 - 締約国の条約に対する強い支持の再確認
 - 核兵器の更なる拡散を回避するという基本的な目的に関する同意
 - 核兵器開発の軍備競争に対する重大な懸念
 - 特に核兵器国が第6条の早期且つ実効的な履行を実施するよう呼びかけ
 - 締約国の増加はみられるが、まだ条約の普遍的な支持がないことへの懸念

[2] 第2回NPT再検討会議(1980/8-9 ジュネーブ)^[7]

- ・114の締約国のうち我が国を含む75ヶ国が参加
- ・閉会予定日を2日間延長し最終文書案の調整が試みられたが、主として第6条の核軍縮関係について核兵器国と非同盟諸国との間で意見の一致をみるに至らず
- ・歩み寄りを見せていた原子力平和利用分野を含めた実質的文書について合意できず、第3回NPT再検討会議の1985年開催を含む手続的内容の最終文書のみを採択

- ・ 会議において、同条約の改正、脱退等NPT体制自体に対する挑戦はみられず、NPTの維持強化の必要性和重要性が再確認されたことは有意義と考えられる
- ・ 主要論点は以下のとおり
 - 開発途上国は、供給国が一方向的に原子力資材等の輸出条件(ロンドンガイドライン)を定めたこと、二国間協定でNPT第3条を上回る規制を定めたことは第4条違反であると主張
 - 供給国側(米、加、豪等)は、それらの規制は核拡散防止確保のためどうしても必要なものであり、第4条に反するものではないと反論
 - NPT加盟の非核兵器国は包括的保障措置を受け入れなければならないが、非加盟国は当該移転資機材や派生核物質のみにIAEAの保障措置がかかるので、NPTに加盟していることがかえって不利に作用
 - この不合理を是正する観点から、供給国側より、非加盟非核兵器国への輸出に当たっても包括的保障措置の受諾を輸出の条件とすべきであるとの提案
 - NPT加盟非核兵器国の核不拡散努力に比べ核兵器国の核軍縮努力が足りないとする非同盟諸国と、核軍縮に進展がみられたとし、核軍縮と安全保障の関係を十分考慮すべきであるとする核兵器国との間で評価が分かれる

[3] 第3回NPT再検討会議(1985/8-9 ジュネーブ)^[8]

- ・ 多くの先進国は、条約の主目的である核兵器拡散防止は達成されていることについて満足の意を表したが、アフリカ及び中東諸国の一部は、イスラエル及び南アフリカの原子力施設に保障措置が適用されていない現状を疑問視
- ・ 核軍縮の問題については、これまで同様、多くの国が核軍縮が進展していないと不満の意を表明
- ・ 規定された項目以外に、1981年にイスラエルがイラクの原子力施設を空爆したことに端を発する、原子力施設に対する攻撃について本会議で議題にのぼり検討
- ・ 諸問題に対する見解の相違から最終合意文書の作成は困難に思われたが、妥協策として、投票による議決を避けコンセンサスで最終合意宣言を採択
 - => 通常は最終宣言の直後に最終合意宣言が作成されるが、見解の相違がみられる問題については最終宣言では扱わず、最終合意文書の中で取り扱うことで合意

[4] 第4回NPT再検討会議(1990/8-9 ジュネーブ)^[9]

- ・ 締約国141ヶ国のうち84ヶ国の他、国際連合、国際原子力機関等の国際機関が参加、核兵器国であり非締約国であるフランス、中国等がオブザーバーとして出席
- ・ 核軍縮、特に核実験禁止についての各国の合意がまとまらないことから、最終文書の採択には至らず
- ・ IAEA保障措置の強化及び原子力関連資機材の輸出に関する条件の厳格化等の必要性につき概ね参加国の意見の一致が得られる等の成果

[5] 第5回再検討・延長会議(1995/4-5 ニューヨーク国連本部)^[10]

- ・ 発効から25年目にあたり、NPTの運用状況を再検討するとともにこの条約の延長期間(無期限又は一定の期間)を決定するための位置づけで開催
- ・ 会議の結果、「条約の運用検討プロセスの強化」と「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関する文書とパッケージでNPTの無期限延長が無評決で決定

- ・最終合意文書の採択はできなかったが、以下の3つの「決定」及び「中東に関する決議」を採択

(1) 「NPT 延長に関する決定」

締約国の過半数の支持により第 10 条 2 に従い条約の無期限延長を決定^[5]

(2) 「条約の運用検討プロセスの強化に関する決定」

運用検討会議を今後 5 年毎に開催し、2000 年運用検討会議の開催を決定。そのための準備委員会を 97 年より毎年、計 3 回に亘り開催

(3) 「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」

特に核軍縮につき、96 年までの包括的核実験禁止条約 (CTBT) 交渉完了とそれまでの核実験の最大限の抑制、カットオフ条約 (FMCT) 交渉の即時開始と早期妥結、核兵器国による究極的廃絶を目標とした核軍縮努力を強調

[6] 第 6 回運用検討会議(2000/4-5 ニューヨーク国連本部)^[11]

- ・インド、パキスタンの核実験、米国連邦議会上院によるCTBT批准否決等、核軍縮・核不拡散を巡る環境が極めて厳しい中で開催
- ・最終合意文書の概要は以下のとおり

[核軍縮]

以下の「13 の実際的措置」に同意

- ・CTBT早期発効、
CTBT発効までの核実験モラトリアム
- ・軍縮会議にFMCTの即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画に合意することを奨励
- ・軍縮会議において核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置を奨励
- ・核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用
- ・核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束
- ・START II 早期発効及びその完全な実施、速やかなSTART III 妥結、ABM条約¹の維持・強化
- ・IAEA・米露間のトライラテラル・イニシアティブ²の妥結・実施
- ・国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けて取る措置
- ・余剰核分裂性物質のIAEA等による国際管理、及び同物質の処分
- ・軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認
- ・NPT第6条及び「原則と目標」(核軍縮努力)の実施についての定期的な情報提供
- ・核軍縮のための検証能力の向上

¹ 弾頭ミサイルを迎撃するミサイルの開発、配備を制限する条約

² 核軍縮の検証の在り方を検討するプロジェクト

[保障措置]

- ・ IAEAの保障措置が核不拡散体制の基本であることと保障措置の強化と効率化の重要性を確認
- ・ 包括的保障措置協定の未締結国の早期締結、全ての締約国による追加議定書の早期締結を推奨。特に、追加議定書等の締結促進のため、IAEAに対して行動計画等の措置の検討を勧告
- ・ NPT非加盟国に対する早期加盟、包括的保障措置協定及び追加議定書の早期締結を要請
- ・ 包括的保障措置協定と追加議定書は、統合保障措置として一体として扱われるべきことを確認、統合保障措置概念の検討作業を優先的に進めることを推奨
- ・ 新たな非核地帯の創設を歓迎、特に、中央アジア非核地帯条約構想の早期締結に向けた動きを歓迎
- ・ 核兵器国における軍事用に不要となった余剰核物質を早急にIAEA等の検認の下におくべきことを強調
- ・ 全ての締約国に対し、IAEAの保障措置活動に対する政治的、技術的、財政的支援を継続するよう要請

[核物質防護、輸出管理等]

- ・ 核物資防護、核物質の不法移転の防止及びそのための国際協力の重要性を確認
- ・ 輸出管理のための国内規制の必要性を確認、輸出管理の未実施国に対し適切な国内規制の確立と実施を勧告
- ・ 輸出管理の透明性の向上を継続して実施すべきことを勧告
- ・ プルトニウム管理指針によるプルトニウム管理の一層の透明性向上を歓迎、参加国の拡大を推奨。高濃縮ウランについても同様の検討が行われることを期待

[NPTと原子力の平和利用]

- ・ NPTが原子力平和利用協力を進めるための基本的枠組であることを確認
- ・ 技術協力、原子力安全確保等の重要性と、これらの分野でIAEAが果たすべき役割を再確認
 - => その他、原子力安全、放射性物質の輸送、放射性廃棄物、損害賠償、技術協力等、運用検討プロセスの強化に加えて、紛争・核疑惑等、NPTの履行を妨げる地域問題についても合意

[7] 第7回運用検討会議(2005/5 ニューヨーク国連本部)〔12〕

- ・ 北朝鮮の核問題とNPTからの脱退宣言、イランによる核問題という国際情勢下で進行
- ・ 多くの国がNPTが国際の平和と安全に果たす役割の重要性やNPTの遵守の必要性を指摘
- ・ 中東問題(イスラエルの扱い等)やイランの核問題、CTBTを始めとする核軍縮について、関係国及び関係国グループの立場の隔たりは収斂せず
- ・ コンセンサス・ルールの制約もあり、実質事項に関する合意文書を作成できず

[8] 第8回NPT運用検討会議(2010/5 ニューヨークの国連本部)〔13〕

- ・前年にオバマ米国大統領のプラハにおける核廃絶に向けた演説、同年4月にはワシントンにおいて第1回核セキュリティサミットが開催される等、核軍縮・核不拡散に対する国際協調の大きな潮流の中で開催された。
- ・会議では、核軍縮における時間軸の設定、追加議定書の位置づけ、NPT脱退の場合の取扱いについて、非同盟運動(NAM)諸国との間に対立が見られたが、10年ぶりの最終文書の採択に至った。
- ・最終文書の内、64項目の行動計画を含む「今後の継続的な行動に関する結論・提言」を全体会合で採択したが、合意に至らなかった「条約運用のレビュー(122項目)」は議長の責任により取りまとめられた。

会議における主要な対立点

- ・核軍縮における時間軸の設定
NAM諸国は核軍縮の履行に時間軸を設定し、今後の運用検討会議準備委員会や運用検討会議で履行状況を評価することを求めたが、核兵器国はこれに反対
- ・追加議定書の位置づけ
原子力先進国は、追加議定書をNPTにおける検証措置の標準として位置づけることと、原子力資機材輸出における受領国条件とすることを主張したが、NAM諸国は、追加議定書はあくまでもボランティアな措置であるとの観点から反対
- ・NPT脱退の場合の取扱い
核兵器国を中心として原子力先進国が脱退以前のNPT違反に対しては脱退後も責任を有すること、脱退前に移転された原子力資機材に対しては脱退後も軍事目的利用を禁ずること等を主張したが、NAM諸国は、条約脱退が国際法上認められた権利であることから条約の再解釈につながるような考え方には反対

最終文書の概要

【核軍縮】

- ・2000年NPT運用検討会議で合意された核兵器国による「核兵器の完全な廃絶の明確な約束」及び不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を確認
- ・核兵器国は、2014年のNPT運用検討会議準備委員会への核軍縮措置の進展状況を報告
- ・CTBTの早期批准を約束。条約発効までの間、核実験及び核兵器開発のモラトリアムを維持
- ・軍縮不拡散教育に関する国連事務総長勧告の実施を奨励
- ・核兵器禁止条約に関する国連事務総長の提案に留意
- ・多くの国が、将来、締結される核軍縮の法的枠組みには時間軸が含まれるべきと主張し、会議全体でのコンセンサスが得られなかったため、議長の責任による「条約運用のレビュー」の中に記載

【核不拡散】

- ・IAEA追加議定書の未締結国に対して、可及的速やかな追加議定書締結を奨励(追加議定書を検証措置のスタンダード、又は原子力輸出における受領国要件として位置付けようとしたが実現せず)
- ・IAEAによる各国の国内計量管理制度整備支援を奨励

- ・全ての加盟国に対し、最高の核物質防護とセキュリティ基準の維持を奨励

【原子力の平和的利用】

- ・IAEAの技術協力活動支援のための拠出を奨励（今後5年間で1億ドルの資金を確保しようとするもの、既に米国は5,000万ドルの拠出を表明）：平和利用イニシアティブ（PUI）
- ・原子力エネルギーの開発にあたり、原子力安全及び核セキュリティと同様に保障措置の実施を確保
- ・IAEA等の後援を得て、フロントエンド及びバックエンドの取扱いを含む核燃料サイクルの多国間管理に関する議論を継続
- ・先進的な原子力技術の開発に取り組む国にとっての国内の開発取組み及び国際協力（INPRO、GIF等）を通じた開発取組みの重要性に留意
- ・関係国に対し、核拡散抵抗性の高い次世代原子炉開発を奨励

【地域問題】

- ・北朝鮮に対し六者会合「共同声明」で求められている義務の履行等を強く要請
- ・北朝鮮の06年と09年の核実験を最も強い表現で非難
- ・国連事務総長及び中東決議共同提案国（米英露）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設定に関する国際会議の2012年開催を支持

【脱退問題】

- ・多くの国は、NPTを脱退する国は、国際法上、脱退前に行ったNPT違反に責任を負うこと、脱退行為は脱退前にNPTを履行する際に形成された他国との法的な関係には関係を与えないことを強調
- ・多くの国は、原子力供給国は取極等の中に、NPT脱退の場合、原子力資機材の返還又は解体条項を含めることを考慮すべきとの見解を表明

[9] 第9回 NPT 運用検討会議（2015/4-5月 ニューヨークの国連本部）^[14]

- ・近年のイラン・北朝鮮の核開発に対する国際社会の対応、核兵器国の核軍縮への誠実な対応が大きな焦点である一方で、ロシアのクリミア・ウクライナへの侵攻に端を発する米欧との対立など様々な懸念を背景とした波乱含みの開催となった。
- ・閉幕ぎりぎりまで議長を中心とした調整が精力的に行われたが、中東非大量破壊兵器地帯構想について合意に至らず、最終文書の採択がされずに会議は終了した。

会議における主要な対立点

- ・中東非大量破壊兵器地帯については、前回の2010年運用検討会議の最終文書で推奨された中東非核兵器及び非大量破壊兵器地帯の設置に係る議論の進捗が図られたが、意見の一致が見られなかった。
- ・同地帯の実現のためのスコープ及び検証・実施を議論するため、国連事務総長が早急（最終文書採択から180日以内）に関係国による会議を招集する旨を最終文書に採用することを、アラブ諸国を代表してエジプトが求め、結果的には、この要求が合意を阻み、最終文書の採択に至らなかった主因とされている。
- ・加えて核軍縮のアプローチがメインテーマとしてかなりの時間を議論に費やされていることから、核兵器国等の軍縮交渉が進展しないことに対し非核兵器国の不満・苛立ち等

がかなり高まってきていることが伺える。

核不拡散・平和利用における実効性のある措置についての議論

【保障措置】

・ IAEAより報告

- 180ヶ国の1,250を超える施設において保障措置を実施（監視対象として施設が12%増、核物質が14%増）し、これによるIAEAの査察業務量の増加に効果的に対応するため保障措置の強化・効率化が図られた。
 - 保障措置コンセプト及びアプローチの開発、情報分析の強化、先進技術の導入に加え、分析ラボの先進化を進めることにより、核物質・環境サンプルの分析能力を大幅に向上させた
 - 今後、先進技術の効果的採用、国および地域との一層の協力の深化等のプロセスの最適化を通じて、IAEAの業務の改善を図っていく
 - 米英仏中のボランタリーベースの既存の選択施設に加え、国際ウラン濃縮センター（ロシア/アンガルスク）の所有する貯蔵施設が新たにIAEA保障措置を適用する施設に指定された
- ・ IAEAが国レベルコンセプト（SLC）の進展を概括するとともに、SLCの導入は加盟国の権利制限につながる追加的義務を伴うものではない旨を強調したことに対し、メンバー国からSLCの実施により保障措置の効率・効果を強化するとして歓迎の意が表された。
 - ・ 主要委員会II（核不拡散がテーマ）では、IAEA保障措置を補完するために追加議定書（AP）の適用は不可欠であり加盟国に二つを合わせて発効するよう要請する意見（日英仏、スウェーデン、UAEが表明）と、APはボランタリーであってIAEA保障措置義務に含むべきではないとする意見（エジプト、ブラジルを始め非同盟運動（NAM）諸国*が表明）が出された。

* 非同盟運動（Non-Aligned Movement: NAM）：冷戦期に何れの陣営にも属さない諸国によって1961年に設立された国際組織。公正かつ民主的な国際秩序の樹立を運動の目標に置き、軍事ブロックの拡大防止、民族自決権の尊重、国連等の場を通じた平等な国際協力と対話の促進を進めている。

【核セキュリティ】

- ・ 地球規模脅威削減イニシアティブGTRIに基づき、平和利用目的の研究炉等で使用するウラン燃料の低濃縮化および高濃縮ウラン（HEU）の返還が着実に進んでいることが、各国から報告された。
- ・ IAEAからは、核テロリズムの脅威の増大に鑑み、IAEAは引続き、脅威に対抗する世界的な活動を支援する中心的な役割を担うべきとの認識の下に、核物質の保有施設における物理的防護の改善を支援するとともに核セキュリティトレーニングを提供している旨が表明された。
- ・ 更に、原子力安全と核セキュリティの相補性の観点から核物質・放射性物質の厳格な管理が重要であり、福島第一原子力発電所事故から得られた重要な知見を踏まえて国の責任の下で実施していくべきことが強調された。
- ・ 核物質の大部分が軍用管理下に置かれており、IAEAの保障措置あるいは国際管理の対象ではない旨の指摘があった（軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）、スイス、イランより）。
- ・ 核セキュリティ・サミット（NSS）等、IAEA外の構想はその参加国が限定されていることから最終文書に引用すべきでないとの意見（ブラジル、エジプト、

イラン等が主張)と、NSSはNPTの課題と密接に関係し、2010年の最終文書にも含まれていることから引用を支持する意見(日米英仏独加豪蘭韓等が主張)とが表明された。

- ・ロシアは、昨年3月の第3回NSSを最後に次回のNSSには不参加を表明し、米欧主導の同構想とは一線を画するとしているが、今回の会合では、核セキュリティはIAEAと協調して推進・強化していく旨を表明するにとどまりNSSに関する言及はなかった。

【北朝鮮・イラン・シリアの核開発】

- ・IAEAより報告
 - 北朝鮮に対して、依然としてIAEA保障措置活動が実施できていないが、衛星情報・貿易情報等に基づいて同国の核活動を監視中である。原子炉等の運転状況等を把握するにはサイトへのアクセスが不可欠で、IAEAはいつでも保障措置を再開する準備ができています。
 - イランについて、2013年11月の協力枠組みに関するIAEAとの合同ステートメントに基づく保障措置活動は部分的な実施に留まり、軍事転用の懸念は拭えず、核開発問題の解決に向け更なるイラン側の協力が必要である。
 - 6ヶ国協議に基づく行動計画の延長期限は2015年6月末となっているが、この枠組みでの解決への賛意が各国の意見表明の大勢を占め、行動計画に基づく早期の解決への期待が表明された。
 - シリアについては、同国で以前、破壊された未申告の原子炉に関する検認のための情報提供等必要な措置をとることを再三要請しているにも拘らず、未だに十分な対応がなされていないことから、適確な対応を求めている。

【燃料供給保証】

- ・IAEAより、ロシア提案の低濃縮ウラン(LEU)の備蓄、カザフスタンにおけるIAEA-LEUバンクの設立が着実に進展していることが報告された。
- ・カザフスタン政府より、IAEAのLEUバンクのホスト国となること、本年、ホスト国協定を締結する見込みであること、バンクの利用に際し核燃料サイクルを含む原子力技術の開発に関するいかなる権利も制限されないことが表明された。
- ・バンク構想の進展に対し、EU諸国は歓迎し、米国は追加的な多国間手段として継続していくことを要請した。

【核軍縮】

- ・日豪が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)*は、いまだに16,000を超える核弾頭が存在することを懸念し、核兵器国に対し透明性向上、軍事・安全保障面での核兵器の役割低減、多国間の核軍縮交渉を求め、全ての国にCTBTの署名・批准を要請し、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約FMCT)に関する政府専門家グループ(GGE)の議論の進捗を歓迎した。

*軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI; Non-Proliferation and Disarmament Initiative):前回の2010年NPT運用検討会議の行動計画を受け、「核リスクの低い世界」の実現を目指し日豪が主導して2010年9月に立ち上げた地域横断的な非核兵器国グループ(現在、12ヶ国が参加)で、外相会合において現実的かつ実践的なアプローチを検討し核兵器国と非核兵器国との橋渡し役を果たしている。

- ・前回2010年の会合において核兵器が人道上的リスクである旨が表明されたが、今回の会合においては多くの非核兵器国が、核兵器の使用が破滅的な人道上的影響を及ぼすことを懸念し、核兵器の除去を求めた。
- ・透明性、検証可能性、不可逆性の原則を適用することの重要性を再確認し、

2010年行動計画に基づく標準報告フォームで引き続き国家安全保障を害さない範囲での核兵器国の報告関与を継続、並びに報告し、NPT第6条の完全な実施のための効果的な措置を特定・策定するためのコンセンサスに基づくオープンエンド作業部会を設置することを勧告した。

- ・この方法として、直ちに核兵器を禁止すべきと主張するオーストリア等のグループと段階的な削減が現実的とするフランス等のグループとがあって、全体会合及び主要委員会I（核軍縮がテーマ）での議論の焦点となった。